Ⅶ　機会費用		
国又は地方公共団体の無償又は減額された使用料による貸借取引の機会費用	3,077,269	
政府出資の機会費用	1,101,247,651	1,104,324,920
Ⅷ　国立大学法人等業務実施コスト		9,054,711,991

注記事項

⑴　国又は地方公共団体からの出向者にかかる退職給付増加見積額はない。

⑵　（特定償却資産の除却損）

特定償却資産の除却損については、従来「損益外固定資産除却相当額」に計上しておりましたが、当事業年度より「損益外除売却差額相当額」の区分に計上しております。

これによる国立大学法人等業務実施コストに与える影響はありません。

注　記　事　項

（重要な会計方針）

当事業年度より「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」(国立大学法人会計基準等検討会議　平成23年1月14日))及び「「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」に関する実務指針」(文部科学省、日本公認会計士協会　平成23年２月15日最終改訂）を適用しております。

１．運営費交付金収益及び授業料収益の計上基準

下記を除き、期間進行基準を採用している。

退職一時金に充当される運営費交付金・・・・費用進行基準

プロジェクト研究及びプロジェクト事業の一部に充当される運営費交付金・・・・業務達成基準

文部科学省が指定する特別教育研究経費、特殊要因経費に充当される運営費交付金・・・・文部科学省が指定する業務達成基準又は費用進行基準

（会計方針の変更）

従来、運営費交付金収益及び授業料収益の計上基準について退職一時金に充当される運営費交付金については費用進行基準を、プロジェクト研究の一部に充当される運営費交付金については業務達成基準を、特別教育研究経費、特殊要因経費に充当される運営費交付金については文部科学省が指定する業務達成基準又は費用進行基準を採用し、その他については期間進行基準を採用していたが、平成22年事業年度よりプロジェクト事業の一部に充当される運営費交付金についても業務達成基準を採用することに変更した。この変更は、客観的に業務の達成度が把握可能なプロジェクト事業についてはその業務費支出と運営費交付金から得られる効果についての対応関係をより明確化するため新たに内規を制定したことにより行ったものである。

この結果、従来の方法によった場合に比べ運営費交付金収益は709,811,625円減少し、経常利益、当期純利益、当期総利益は709,811,625円それぞれ減少している。

２．減価償却の会計処理方法

⑴　有形固定資産

定額法を採用している。耐用年数については、法人税法上の耐用年数を基準としているが、主な資産の耐用年数は以下のとおりである。

建物	７年から47年
構築物	８年から30年
機械装置	４年から７年
工具器具備品	４年から15年
車両運搬具	４年から6年

ただし、リース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を０とする定額法を採用している。

なお、受託研究等及び受託事業等で取得した固定資産については、当該契約期間で償却する方法を採っている。

また、特定の償却資産（国立大学法人会計基準第84）の減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として、資本剰余金から控除して表示している。

⑵　無形固定資産

定額法を採用している。また、主な資産の耐用年数は以下のとおりである。

ソフトウェア	５年
特許権	８年

３．徴収不能引当金の計上基準

未収授業料の徴収不能による損失に備えるため、過去３年の徴収不能実績率により徴収不能見込額を計上している。

４．賞与引当金及び見積額の計上基準

運営費交付金以外により財源措置される教職員に対する賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を賞与引当金として計上している。

なお、国立大学法人等業務実施コスト計算書における引当外賞与増加見積額は、当事業年度末の引当外賞与見積額から前事業年度末の同見積額を控除した額を計上している。

５．退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準

運営費交付金以外により財源措置される教職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における自己都合要支給額を退職給付引当金として計上している。

また、上記以外の教職員の退職一時金については、運営費交付金により財源措置がなされるため、退職給付に係る引当金は計上していない。

なお、国立大学法人等業務実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、国立大学法人会計基準第86第４項に基づき計算された、退職一時金に係る期末要支給額の当期増加額を計上している。

６．有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的債券　　償却原価法（定額法）

７．たな卸資産の評価基準及び評価方法

最終仕入原価法

８．国立大学法人等業務実施コスト計算書における機会費用の計上方法

⑴　国又は地方公共団体の無償又は減額された使用料による賃貸取引の機会費用

近隣の地代、国の法律等に定められた使用料等を参考に計上している。

⑵　政府出資等の機会費用の計算に使用した利率

日本相互証券株式会社が公開する平成23年３月31日の新発10年国債の最終出来値から1.255％で計算している。

９．リース取引の会計処理

リース料総額が、300万円以上のファイナンスリース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

10．消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理方法は、税込方式による。

（会計方針の変更）

◆資産除去債務

当事業年度より「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」(国立大学法人会計基準等検討会議　平成23年１月14日改訂）及び「「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」に関する実務指針」(文部科学省、日本公認会計士協会　平成23年２月15日最終改訂）に基づき、資産除去債務に係る会計処理を適用しております。

これにより、当事業年度の損益への影響はありませんが、資本剰余金が53,738,417円減少しております。